

京都市屋外広告業者等に対する行政処分及び措置に関する要綱

平成24年9月10日決定

平成28年2月16日決定

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 登録の取消し（第3条）
- 第3章 営業停止の命令（第4条～第6条）
- 第4章 処分の手続（第7条～第10条）
- 第5章 無登録業者に対する措置（第11条・第12条）
- 第6章 雑則（第13条～第15条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市行政手続条例（以下「手続条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第36条の11の規定による屋外広告業者に対する処分の基準を定めるとともに、処分の手続及び無登録業者に対する措置その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、屋外広告物法及び条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録の取消し 条例第36条の11の規定により、屋外広告業者に対しその登録を取り消すことをいう。
- (2) 営業停止の命令 条例第36条の11の規定により、屋外広告業者に対しその営業の全部又は一部の停止を命じることをいう。
- (3) 処分 前2号に掲げる行政処分をいう。

第2章 登録の取消し

（登録の取消し）

第3条 市長は、屋外広告業者が別表第1に掲げる事由に該当することとなった場合は、その登録を取り消す。

- 2 登録の取消し以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

第3章 営業停止の命令

（営業停止の命令）

第4条 市長は、屋外広告業者が別表第2の左欄に掲げる事由（以下この条において「処分事由」

という。)に該当することとなった場合は、当該屋外広告業者に対し、当該処分事由の区分に応じ、同表右欄に掲げる期間その営業の全部又は一部の停止を命じる。

2 前項の場合において、当該屋外広告業者が複数の処分事由に該当するときの営業停止の期間は、当該複数の処分事由に応じた同表右欄に掲げる期間のうち、最も長い期間とする。

3 営業停止の命令以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(営業停止期間の加算又は減算)

第5条 市長は、屋外広告業者に対し営業停止の命令を行おうとする場合において、当該屋外広告業者が別表第3の左欄に掲げる事由に該当するときは、当該事由の区分に応じ、同表右欄に掲げる期間を前条の営業停止の期間に加算し、又は減算する。

(営業停止の命令を受けなくなった者に係る措置)

第6条 市長は、前条の規定により屋外広告事業者が営業停止の命令を受けなくなった場合は、当該屋外広告業者に対し、嚴重注意を行うものとする。

第4章 処分の手続

(意見陳述の方法)

第7条 処分を行おうとするときに取る手続条例第14条第1項の規定に基づく意見陳述のための手続は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 登録の取消し 聴聞

(2) 営業停止の命令 弁明の機会の付与

(聴聞)

第8条 市長は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日の1週間前までに、手続条例第16条第1項の規定による通知を行うものとする。

2 聴聞の主宰者は、市長が指名する職員とする。

(弁明の機会の付与)

第9条 市長は、弁明の機会の付与を行うに当たっては、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の1週間前までに、手続条例第29条の規定による通知を行うものとする。

(処分の通知)

第10条 市長は、処分を行う旨を決定したときは、速やかに、その旨を文書により処分の名宛人に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に掲げる文書により行うものとする。

(1) 登録の取消し 屋外広告業登録取消通知書(第1号様式)

(2) 営業停止の命令 屋外広告業営業停止命令書(第2号様式)

第5章 無登録業者に対する措置

(勧告)

第11条 市長は、条例第35条第1項又は第3項の規定に基づく登録を受けずに本市の区域内において屋外広告業を営んだ者（以下「無登録業者」という。）に対し、嚴重注意を行い、登録を受けるよう文書により勧告を行う。

（刑事告発）

第12条 市長は、前条の勧告を受けた無登録業者が正当な理由なく勧告に応じないときは、当該無登録業者について刑事告発を行う。

第6章 雑則

（公表）

第13条 市長は、屋外広告業者に対し処分を行ったときは、条例第42条の規定により、その旨及びその内容を公表する。

2 前項の公表は、広報発表その他の適当な方法により行う。

（表示者に対する通知）

第14条 市長は、屋外広告業者に対し処分を行ったときは、当該屋外広告業者が施工した屋外広告物等の表示者に対し、その旨を通知する。

（連携）

第15条 市長は、屋外広告業者に対し処分を行ったときは、当該屋外広告業者の氏名、住所、処分の内容、処分の期間その他の情報を次に掲げる者に通知する。

(1) 国土交通大臣

(2) 滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事及び和歌山県知事

(3) 滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内に存する地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長

2 市長は、前項第2号又は第3号の者が行った屋外広告業の登録の取り消し、又は営業の全部若しくは一部の停止を命じる行政処分について、当該被処分者が条例第35条第1項又は第3項の規定による登録を受けた屋外広告業者であったときは、当該被処分者に対し、当該被処分者が本市の区域内において表示又は設置した屋外広告物等についての報告を求める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（登録の取消事由）

- 1 不正の手段により条例第35条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- 2 条例第36条の3第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 3 営業停止の命令に違反したとき。
- 4 この要綱に定める基準に基づき加算した営業停止の期間が180日を超えるとき。

別表第2（営業の停止事由及び停止期間）

事	由	期 間
	条例第39条第1項の規定による命令（特定屋内広告物に係るものを除く。）に違反したとき。	180日
	条例第39条第2項前段の規定による命令に違反したとき。	
	条例第5条、第6条第1項、第9条第1項若しくは第3項、第23条第1項又は第34条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して屋外広告業を営んだとき。	90日
	不正の手段により第9条第1項若しくは第3項、第23条第1項又は第34条の3第1項若しくは第2項の規定による許可を受けたとき。	
	条例第9条第10項、第23条第8項又は第34条の3第8項の規定により付された条件に違反して屋外広告業を営んだとき。	
	条例第36条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	
	条例第39条第2項後段の規定による命令に違反したとき。	60日
	条例第40条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	
	条例第36条の9の規定に違反したとき。	30日
	条例第36条の10の規定に違反したとき。	

別表第3（営業停止期間の加算又は減算事由及び期間）

事	由	期 間
加算	違反行為を繰り返す等、特に悪質であると判断される時。	30日
	過去5年の間に処分を受けたことがある時。	
減算	過去5年の間に処分を受けず、又は条例第50条の規定に基づく過料を科されたことがない場合であって、かつ、本市の行政指導に適正に従った時。	30日～ 180日
	条例に違反して表示又は設置した屋外広告物等について、自ら申告し、是正した時。	

備考 複数の事由に該当することとなった場合にあつては、事由に応じて定める期間を加算し、又は減算するものとする。

第1号様式

屋外広告業登録取消通知書

京都市達 第 号
年 月 日

京都市屋外広告業登録第 号

様

京都市長
(担当:)

京都市屋外広告物等に関する条例第36条の11の規定により、下記のとおり屋外広告業の登録を取り消したので通知します。

記

- 1 取消年月日
年 月 日
- 2 処分の理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 また、この通知書を受け取られた日（京都市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えをすることもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長になります。）。

第2号様式

屋外広告業営業停止命令書

京都市達 第 号
年 月 日

京都市屋外広告業登録第 号

様

京都市長
(担当:)

京都市屋外広告物等に関する条例第36条の11の規定により、下記のとおり屋外広告業の停止を命令します。

記

- 1 停止を命じる事項
- 2 営業停止の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 処分の理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この命令書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 また、この命令書を受け取られた日（京都市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えをすることもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長になります。）。